

(別紙)

機能性表示食品に関する質疑応答集（新旧対照表）

改正後	現行（最終改正 令和3年3月22日付け消食表第120号）
<p>機能性表示食品に関する質疑応答集</p> <p>平成29年9月29日（消食表第463号）</p> <p>一部改正 平成30年3月38日（消食表第156号）</p> <p>一部改正 平成31年3月15日（消食表第94号）</p> <p>一部改正 平成31年3月26日（消食表第126号）</p> <p>一部改正 令和元年7月1日（消食表第131号）</p> <p>一部改正 令和2年4月1日（消食表第123号）</p> <p>一部改正 令和2年11月30日（消食表第459号）</p> <p>一部改正 令和3年3月22日（消食表第120号）</p> <p><u>一部改正 令和3年8月4日（消食表第340号）</u></p> <p>目次（略）</p> <p>問1～問124（略）</p> <p>用語略称一覧（略）</p> <p>問1～問78（略）</p>	<p>機能性表示食品に関する質疑応答集</p> <p>平成29年9月29日（消食表第463号）</p> <p>一部改正 平成30年3月38日（消食表第156号）</p> <p>一部改正 平成31年3月15日（消食表第94号）</p> <p>一部改正 平成31年3月26日（消食表第126号）</p> <p>一部改正 令和元年7月1日（消食表第131号）</p> <p>一部改正 令和2年4月1日（消食表第123号）</p> <p>一部改正 令和2年11月30日（消食表第459号）</p> <p>一部改正 令和3年3月22日（消食表第120号）</p> <p>目次（略）</p> <p>問1～問124（略）</p> <p>用語略称一覧（略）</p> <p>問1～問78（略）</p>
<p>問79 事業者団体等の確認を経た届出資料について、事業者団体等とはどのような団体を指すのか。また、消費者庁は事業者団体等の確認を経た届出資料の確認は行わないのか。</p>	<p>問79 事業者団体等の確認を経た届出資料について、事業者団体等とはどのような団体を指すのか。また、消費者庁は事業者団体等の確認を経た届出資料の確認は行わないのか。</p>
<p>事業者団体等とは、届出資料作成の指導や制度の普及啓発を行っている営利性のない団体を指し、例えば、業界団体、消費者団体、学会</p>	<p>事業者団体等とは、届出資料作成の指導や制度の普及啓発を行っている営利性のない団体を指し、例えば、業界団体、消費者団体、学会</p>

が該当する。なお、ガイドラインに則した事前確認を適切に実施できる体制が構築されていることを消費者庁が確認した団体については、消費者庁ウェブサイトに団体の名称を掲載する。

事業者団体等の確認を経た届出資料についても、消費者庁においてガイドラインにのっとり届出であるかどうか形式的な確認を行うこととなる。

問 80～問 122 (略)

問 123 届出を公表するまでの期間はどのくらいか。

届出に不備がない場合、消費者庁に届出資料が提出された日から 50 日*を超えない期間に公表することを目標としている。

なお、届出に不備がある場合は、同様の期間に差戻しを行うことを目標としている。

※問 78 に示す「機能性表示食品（再届出）」の場合、又は問 79 に示す消費者庁ウェブサイトに掲載している団体による事前確認を受けた届出の場合は 30 日

問 124 (略)

別添（問 78 関係） (略)

が該当する。

なお、事業者団体等が確認を経た届出資料についても、消費者庁においてガイドラインにのっとり届出であるかどうか形式的な確認を行うこととなる。

問 80～問 122 (略)

問 123 届出を公表するまでの期間はどのくらいか。

届出に不備がない場合、消費者庁に届出資料が提出された日から 50 日*を超えない期間に公表することを目標としている。

なお、届出に不備がある場合は、同様の期間に差戻しを行うことを目標としている。

※問 78 に示す「機能性表示食品（再届出）」の場合は 30 日

問 124 (略)

別添（問 78 関係） (略)